

令和8年第5回

中津川市議会（定例会）議案

令和8年8月28日

令和8年第5回中津川市議会（定例会）議案目次

議第79号	中津川市印鑑条例の一部改正について・・・・・・・・・・4
議第80号	中津川市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・7
議第81号	中津川市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・9
議第82号	中津川市手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・16
議第83号	中津川市病院事業及び国民健康保険診療所等使用料及び手数料徴収条例の一部改正について・・・・・・・・・・18
議第84号	中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について・・20
議第85号	中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例及び中津川市若者定住促進住宅管理条例の一部改正について・・・・・・・・・・22
議第86号	中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・24
議第87号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・25
議第88号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・26
議第89号	事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について・・・・・・・・27
議第90号	事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について・・・・・・・・29
議第91号	事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について・・・・・・・・31
議第92号	事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について・・・・・・・・33
議第93号	中津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の変更について・・・・35

議第 9 4 号	訴えの提起について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7
議第 9 5 号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3 9
議第 9 6 号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
議第 9 7 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
議第 9 8 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
議第 9 9 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7
議第 1 0 0 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
議第 1 0 1 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
議第 1 0 2 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
議第 1 0 3 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
議第 1 0 4 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
議第 1 0 5 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
議第 1 0 6 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
議第 1 0 7 号	中津川市過疎地域持続的発展計画の変更について・・・・・・・・	5 5

議第79号

中津川市印鑑条例の一部改正について

中津川市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

コンビニ交付サービスの開始に伴う多機能端末機での印鑑登録証明書の交付及び出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市印鑑条例の一部を改正する条例

中津川市印鑑条例（昭和５１年中津川市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第７条の２中「以下同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）（以下「個人番号カード等」という。））」を、「当該個人番号カード」の次に「等」を加える。

第１０条第１項及び第２項中「カード」の次に「等」を加え、同条の次に次の１条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第１０条の２ 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者であり、かつ個人番号カード等（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第７項（同法第２２条の３第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同法第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下この条において同じ。）又は電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第３５条の２第７項の規定により同条第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下この条において同じ。以下この条において「移動端末設備」という。）を保有する者は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続された民間事業者が設置する通信端末機器であって、個人番号カード等又は移動端末設備を使用して証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号（個人番号カード等については電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第１２０号）第４２条第２項の規定により設定された暗証番号をいい、移動端末設備については同規則第５９条の３第２項の規定により設定された暗証番号をいう。）を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の次に1条を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

議第 80 号

中津川市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
中津川市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

中津川市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成４年中津川市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議第81号

中津川市税条例の一部改正について

中津川市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

地方税法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市税条例の一部を改正する条例

中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（2） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

（3） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を

受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」

に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- （1） 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- （2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の

額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の中津川市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受

けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の中津川市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の中津川市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号

に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議第 82 号

中津川市手数料条例の一部改正について

中津川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

多機能端末機による証明書の交付手数料に係る規定を定めるため、この条例を定めようとする。

中津川市手数料条例の一部を改正する条例

中津川市手数料条例（平成１２年中津川市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第６号中「次項」を「次条第１項」に改め、同条に次の１項を加える。

- ３ 前項の規定は、多機能端末機（当市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者が自ら必要な操作を行うことにより証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）による申請については、適用しない。附則に次の１項を加える。

- ５ 別表で定める事務に係る手数料のうち、多機能端末機を利用して交付する証明書に係る手数料の金額は、当分の間、同表で定める当該事務に係る手数料の金額から１００円を減じて得た金額とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第83号

中津川市病院事業及び国民健康保険診療所等使用料及び手数料徴収条例の一部改正
について

中津川市病院事業及び国民健康保険診療所等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

持続可能な地域医療の提供のための手数料見直しに伴い、この条例を定めようとする。

中津川市病院事業及び国民健康保険診療所等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

中津川市病院事業及び国民健康保険診療所等使用料及び手数料徴収条例（昭和５８年中津川市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

別表１普通診断書及び各種証明書の項中「１，０４８円」を「２，７５０円」に、同表２出生証明書及び死亡（死産）診断書の項中「２，０９５円」を「４，４００円」に、同表３出産手当証明書及び分娩費証明書の項中「１，０４８円」を「２，７５０円」に、同表４死体検案書の項中「３，１４３円」を「５，５００円」に改める。

附 則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。

議第 8 4 号

中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和53年中津川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第6条の2第4項」を「法第6条の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議第 85 号

中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例及び中津川市若者定住促進住宅管理条例の一部改正について

中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例及び中津川市若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

地域優良賃貸住宅及び若者定住促進住宅の入居期間の見直しにより、入居率向上を図るため、この条例を定めようとする。

中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例及び中津川市若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例

(中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例の一部改正)

第1条 中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例（平成17年中津川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書を削り、同項の表中「5年間」を「7年間」に改める。

第6条第1項第3号ウ中「5年」を「7年」に改める。

(中津川市若者定住促進住宅管理条例の一部改正)

第2条 中津川市若者定住促進住宅管理条例（平成17年中津川市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「5年」を「7年」に改める。

別表第3中「5年」を「7年」に改め、同表備考を削る。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議第86号

中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を中津
川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

住 所	氏 名
中津川市中津川	鈴木 富之

議第87号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

住 所	氏 名
中津川市駒場	吉村 重良

議第 88 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

住 所	氏 名
中津川市茄子川	原 由美子

議第89号

事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、別紙のとおり規約を定め、多治見市に委託していた証明書の交付等に係る事務を廃止することについて、議決を求める。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を廃止する規約

多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成２６年中津川市告示第１１号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議第 90 号

事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、別紙のとおり規約を定め、瑞浪市に委託していた証明書の交付等に係る事務を廃止することについて、議決を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を廃止する
規約

中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成２６年中
津川市告示第１２号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議第91号

事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、別紙のとおり規約を定め、恵那市に委託していた証明書の交付等に係る事務を廃止することについて、議決を求める。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を廃止する
規約

中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成２６年中
津川市告示第１３号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議第92号

事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、別紙のとおり規約を定め、土岐市に委託していた証明書の交付等に係る事務を廃止することについて、議決を求める。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

中津川市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を廃止する
規約

中津川市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成２６年中
津川市告示第１４号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議第93号

中津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の変更について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項において準用する同条第3項の規定により、次のとおり中津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定における取扱事務の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

中津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について（令和6年議第27号議決）の一部を令和8年10月1日から次のように変更する。

変 更 後	変 更 前
2 指定する郵便局で取り扱う事務 (1)・(2) (略) (3) 個人番号カードの交付の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡し、カード記録事項に変更があったときの届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及びカード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じたうえでの引渡し、個人番号カードを紛失したときの届出の受付並びに個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定めるところにより個人番号カー	2 指定する郵便局で取り扱う事務 (1)・(2) (略)

ドを返納するときの受付に関する事務 (4) 個人番号カードの交付に当たり、市長が電子情報処理組織（中津川市の使用に係る電子計算機と当該郵便局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって本人確認の措置を行う場合における当該本人確認の措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受けるために必要な連絡その他の事務	
--	--

議第94号

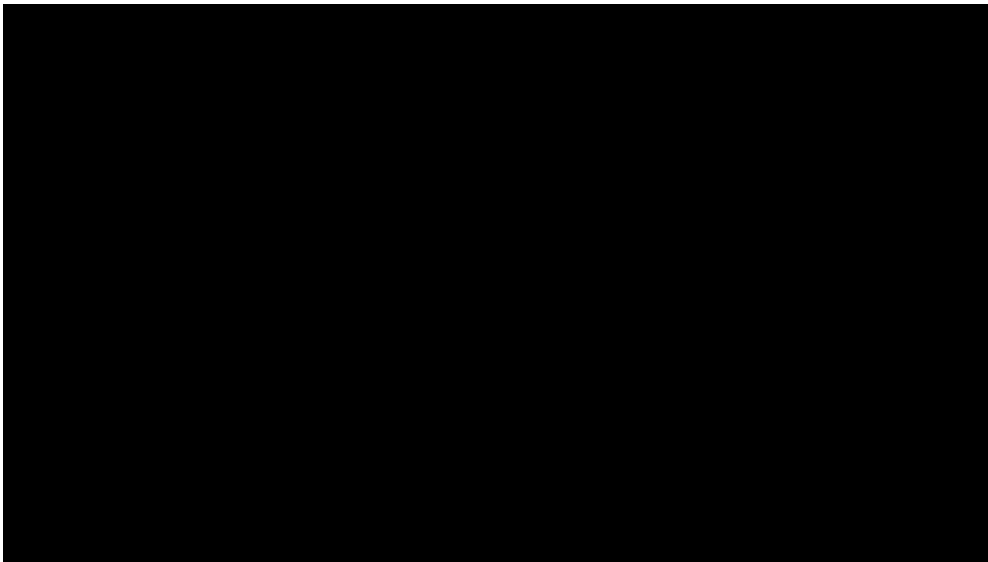
訴えの提起について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり訴えを提起したいので、議会の議決を求める。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

1 相手方



2 事件名

所有権移転登記手続請求事件

3 事件の内容

中津川市は、中津川市立阿木高等学校用地として、昭和52年11月22日に甲と土地売買契約を締結し土地を取得したが、所有権移転登記が未完了のまま、甲は平成5年9月16日に死亡した。

乙のうちの1名から土地代金・借地料・慰謝料・損害賠償金等を請求されたことか

ら、所有権移転登記を具備するために、乙に対し土地売買契約に基づき本訴訟を提起するものである。

4 請求の趣旨

被告らは、原告に対し、別表物件目録記載の土地について、昭和52年11月22日売買を原因とする甲（登記簿上の住所は[REDACTED]）から原告への所有権移転登記手続をせよ。

5 事件に関する取扱い及び方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果により必要がある場合は、上訴する。

別表

種類	所在	地目	地積	登記名義人
土地	中津川市阿木字本庄137番	畑	155㎡	甲

議第 95 号

市道路線の認定について

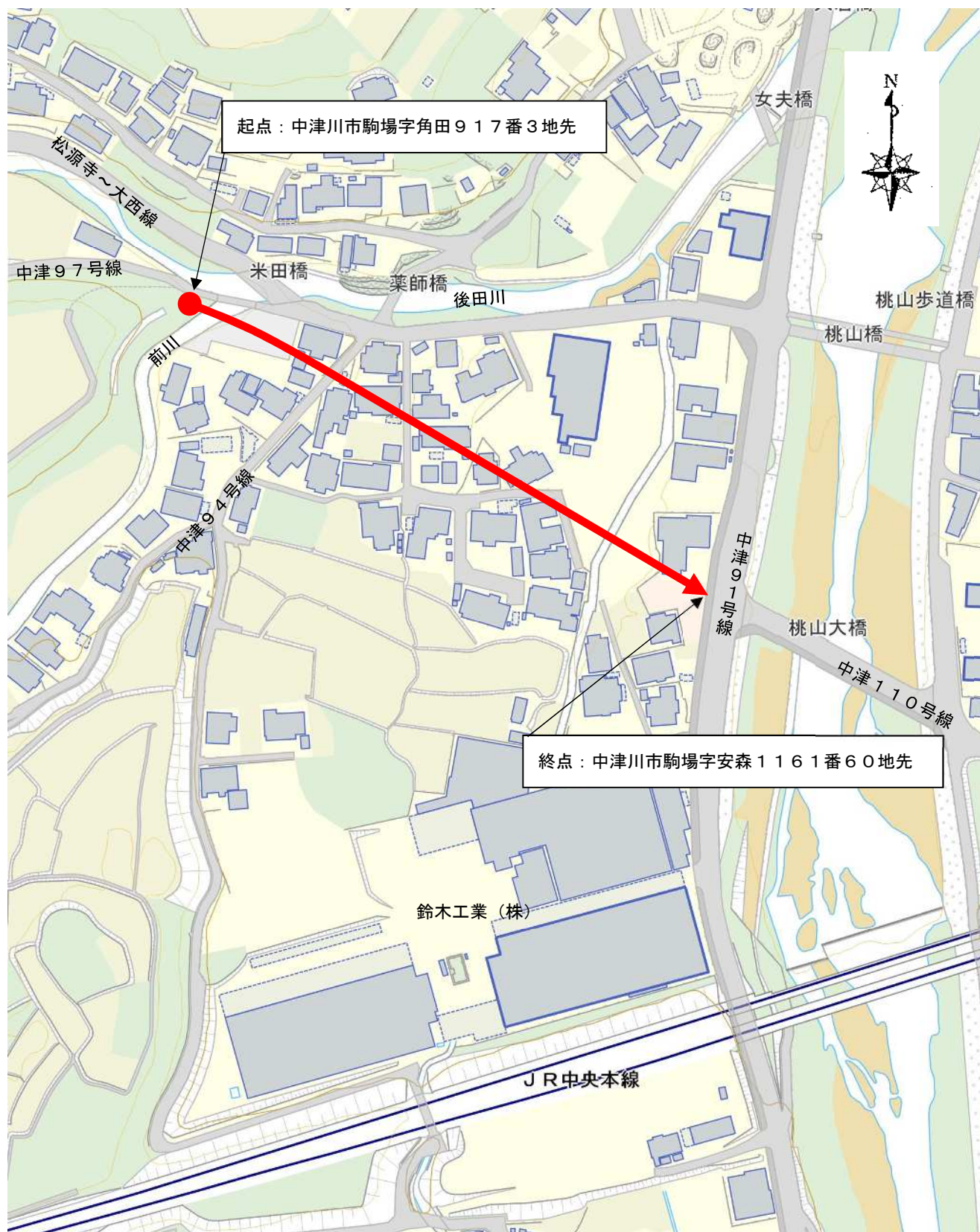
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

路線番号	路線名	起 点
		終 点
1542	中津 542 号線	中津川市駒場字角田 9 1 7 番 3 地先
		中津川市駒場字安森 1 1 6 1 番 6 0 地先
2222	苗木 222 号線	中津川市苗木字並松 4 6 3 9 番 7 地先
		中津川市苗木字並松 4 6 0 1 番 9 地先
2223	苗木 223 号線	中津川市苗木字並松 4 6 1 8 番 5 0 地先
		中津川市苗木字並松 4 6 7 1 番 6 地先

位置図 ①



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
1 5 4 2	中津 5 4 2 号線	202. 75	12. 00～15. 00	市道認定箇所 

位置図 ②



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
2 2 2 2	苗木222号線	260.10	3.00~5.50	市道認定箇所 
2 2 2 3	苗木223号線	158.00	6.00	市道認定箇所 
国道付替箇所				
県道付替箇所				

議第 96 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

路線番号	路線名	前後 の別	起 点
			終 点
0213	並松～狩宿線	前	中津川市苗木字並松 4827 番 496 地先
			中津川市苗木字狩宿 6085 番地先
		後	中津川市苗木字柿野 48 番 463 地先
			中津川市苗木字狩宿 6085 番地先

広域位置図



詳細位置図



路線番号	路線名	道路延長 (m)		道路幅員 (m)	凡 例
0213	並松～狩宿線	変更前	2,223.80	3.00～18.55	●—————
		変更後	2,262.50	3.00～22.00	●……………

議第97号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市落合石畳マレットゴルフ場 中津川市落合1447番地の124
指定管理者	中津川市落合1447番地の124 落合石畳マレットゴルフ場管理運営委員会
指定期間	令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

議第 98 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市苗木公民館 中津川市苗木 7 5 1 6 番地の 1
指定管理者	中津川市苗木 7 5 1 6 番地の 1 苗木地域まちづくり推進協議会
指定期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

議第 99 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市付知公民館 中津川市付知町 4 9 5 6 番地 4 3
指定管理者	中津川市付知町 4 9 5 6 番地 4 3 付知町まちづくり協議会
指定期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

議第100号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市アートピア付知交芸プラザ 中津川市付知町4956番地52
指定管理者	中津川市付知町4956番地43 付知町まちづくり協議会
指定期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議第101号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市加子母温泉スタンド 中津川市加子母767番地
指定管理者	中津川市加子母397番地 夢を拓く会
指定期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議第102号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	椈の湖ふれあい村 中津川市上野（椈の湖周辺、松山地区32ヘクタール）
	椈の湖自然公園 中津川市坂下2138番地11
指定管理者	中津川市上野589番地17 一般財団法人 椈の湖ふれあい村
指定期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議第103号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	福岡ローマン渓谷オートキャンプ場 中津川市福岡1017番地1
指定管理者	中津川市福岡1017番地1 福岡ローマン渓谷オートキャンプ場組合
指定期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議第104号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市有機センターひるかわ 中津川市蛭川1835番地2
指定管理者	中津川市蛭川1835番地2 農事組合法人 蛭川村有機堆肥生産組合
指定期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議第105号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市中の島公園ふれあい施設 中津川市阿木字木實地内
指定管理者	中津川市阿木2897番地の1 株式会社 阿木レイクサイド
指定期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議第106号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市地域活性化センター 中津川市神坂347番地の6
指定管理者	中津川市神坂294番地の2 神坂まちづくり協議会
指定期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議第107号

中津川市過疎地域持続的発展計画の変更について

中津川市過疎地域持続的発展計画を別添のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年8月28日提出

中津川市長 小 栗 仁 志